

# 1 「新型コロナウイルス感染症」を広げないために「北海道」でする緊急事態措置

## 1 どこ

北海道の全ての地域

## 2 いつ

2020年4月17日(金)から2020年5月6日(水)まで

## 3 すること

2つの法律(※下に書いています)により、新型コロナウイルス感染症を 広げないために、次のことをします。  
※新型インフルエンザ等特別措置法第45条「感染を防止するための協力要請」と第24条「都道府県対策本部長の権限」

### ■ うつらないように しっかり 防ぐ

北海道に住む みなさんに対して、もう一度「手洗いを しっかりすること」と「せきエチケットを しっかりすること」を 特に気を付けてもらいます

### ■ 外に出ないでください

【2020年4月17日(金)~5月6日(水)】

- 北海道に住むみなさんは、生活のために必要な時以外は外に出ないでください。(健康を守るために 病院に行くことや 外で運動 や 散歩 をする時、食べ物・薬・生活に必要な物を買に行く時、また会社に行く時など 生活に必要なことは 入りません)。  
また、急ぎの用事がない時は 札幌市と他のまちを行ったり来たりしないでください。(特措法 第45条 第1項)  
会社に行く時は、「時間をずらして仕事に行く」、「3つの密(密閉・密集・密接)を避ける」ことを しっかり行ってください。  
また、「家で仕事をする(テレワーク)」ができるように 準備してください。(特措法 第24条 第9項)
- 特に、人がたくさん集まるにぎやかな場所にあるお店やお客さんに特別なサービスなどをするお店に行かないでください。そういうお店で、クラスターがたくさん起きています。(特措法 第45条 第1項)
- 日本中に感染が広がらないようするため、急ぎの用事がない時は離れて住んでいる家族のところに帰ったり、旅行をするために他の県を行ったり来たりしないでください。特に長い休みが続くとき、行ったり来たりすることをしないでください。(特措法 第45条 第1項)

### ■ 施設は使えません・イベントも開かないでください

- 施設を管理したり、イベントを行う人や会社に対して、施設が使えないようにすること、またイベントを行わないようにお願いします  
(一部：特措法 第24条 第9項) 【2020年4月20日(月)~5月6日(水)】
- 上に書いたもの以外で「3つの密(密閉・密集・密接)」の可能性のある集会やイベントも開かないでください  
(特措法 第24条 第9項) 【2020年4月17日(金)~5月6日(水)】

### ■ 「北海道 ソーシャルディスタンス」を広く知ってもらうようにします

【2020年4月17日(金)~5月6日(水)】

- 北海道に住むみなさんと会社などに対して、大切な人の命を守るため、人と人との間をあける状態(お互いに手を伸ばしても届かない距離)にすること  
【ソーシャル ディスタンス】を 毎日の行動の中で するように お願いします。